

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会社名 株式会社メガロス  
 代表者名 代表取締役社長 大橋 充  
 (コード番号: 2165)  
 問合せ先 取締役 小林 利彦  
 (TEL. 03-5720-7500)

## 平成 28 年 3 月期中間配当（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本日公表いたしました「支配株主である野村不動産ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」に記載の当社の支配株主（親会社）である野村不動産ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による、当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立することを条件に、平成 28 年 3 月期中間配当を行わないこと、及び平成 28 年 3 月期より株主優待制度を廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 平成 28 年 3 月期中間配当

##### (1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想	前期実績 (平成 27 年 3 月期中間)
基準日	平成 27 年 9 月 30 日	—	平成 26 年 9 月 30 日
1 株当たり配当金	0 円 00 銭	—	1 円 50 銭
配当金総額	—	—	5857 千円
効力発生日	—	—	平成 26 年 12 月 5 日
配当原資	—	—	利益剰余金

##### (2) 配当の理由

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様、並びに、平成 20 年 11 月 13 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2008 年度第 2 回新株予約権、平成 21 年 7 月 16 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2009 年度第 2 回新株予約権、平成 22 年 7 月 28 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2010 年度第 2 回新株予約権、平成 23 年 7 月 27 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2011 年度第 2 回新株予約権、平成 24 年 7 月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2012 年度第 2 回新株予約権、平成 25 年 7 月 24 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2013 年度第 2 回新株予約権、平成 26 年 7 月 23 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2014 年度第 1 回新株予約権及び平成 26 年 7 月 23 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された 2014 年度第 2 回新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社とすること（以下「本取引」といいます。）を企図していること、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです（詳細については、本日公表した「支配株主である野村不動産ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」をご参照ください。）。

当社は、これまで、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと認識し、業績に対応した配当を継続することを基本方針としてまいりましたが、本取引が想定どおりに実行されることを前提とすると、仮に当社が平成28年3月期の中間配当を行った場合には、本公開買付けに応募する株主の皆様と本公開買付けに応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、株主の皆様の間での公平性を確保する観点から、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年9月30日を基準日とする中間配当を行わないことを決議いたしました。

## 2. 株主優待制度の廃止

当社は、これまで、株主優待制度を実施しておりましたが、上記のとおり、本取引が想定どおりに実行されることを前提とすると、本公開買付けに応募する株主の皆様と本公開買付けに応募しない株主の皆様との間で株主優待制度の提供に差異が生じる可能性があることから、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成28年3月期より株主優待制度を廃止することを決議いたしました。これにより、本公開買付けが成立した場合、平成27年9月30日を基準日とする株主ご優待券の発行はございませんが、平成26年9月30日及び平成27年3月31日を基準日として発行される株主ご優待券につきましては、その有効期限内は引き続きご利用いただけます。

以上